

仕 様 書

1 件名

令和 8 年度練馬区地域クラブ活動事業実施委託（単価契約）

2 事業の目的

スポーツ庁および文化庁が令和 4 年 12 月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、少子化が進む中、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があるとされている。

練馬区（以下、「区」という。）においても、土日・祝日（以下「休日」という）の学校部活動に変わる地域クラブ活動の運営及び部活動のあり方を検討するもので、学校が指導や運営に関わることのない学校管理外の活動を受託者の責任の下で指導者を確保し、週 1 日程度、指導者による適切な指導を計画し実施するものである。

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 主な業務内容

活動計画の作成および周知

参加受付および変更や中止の連絡

参加者および保護者への各種連絡、対応

各種目の指導および安全管理

参加者および保護者へのアンケートの実施

参加者からの参加費の徴収に関する一切の業務を行う。

保険加入手続きならびに申請および支払い等業務

保険料については、本契約の委託料に含むこととする。

指導者への謝金等の支払い

実績報告書および請求書類の作成および提出

5 運営実施方法

種目および活動場所

- ・ 種目は、練馬区立中学校の運動部活動で活動している種目とする。

種目の決定については、区と受託者の協議により定めるものとする。

- ・ 活動場所は、区が指定する場所とする。

実施期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（火）まで

対象者

区立中学校在籍生徒

申込受付

受託者は、各回の申込を参加者より直接受け付け、申込状況を区へ報告する。

事業の中止

申込みがなく開催が困難な場合および天災、感染症の拡大、その他やむを得ない事情等により開催が困難な場合は、区に事前に通知したうえで、当該事業を中止することができる。その場合、受託者は申込者に対して、開催前日までに連絡すること。事業を中止した場合の委託料の取扱いについては、区および受託者の双方で協議の上、決定するものとする。

本事業の実施にあたり、天災、感染症の拡大、関係法令の改正、その他やむを得ない事情により事業の開催が困難であると受託者が判断した場合、受託者は事業を中止することができるものとする。事業を中止した場合の委託料の取扱いについては、委託者および受託者の双方で協議の上、決定するものとする。

活動計画の作成

受託者は、区と協議しつつ、活動実施期間における活動計画を作成し、区へ提出すること。

活動日数

週 1 日程度（休日）の活動を原則とする。

生徒活動時間

生徒の活動は、1 日あたり 2 時間程度とする。なお、指導者の勤務時間には、準備、片付け等に要する時間を含むこととする。

6 実施体制

指導者

指導者は、部活動の指導に足る資格を有する者、指導に足る資格に準じた研修を修了した者またはこれまでの経験から指導を行うのに十分な知識や技術を有している者とする。

安全管理対策

受託者は、生徒の安全が確保されるよう、活動の実施に必要な設備および物品等の安全点検を実施するとともに、生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、体罰や各種ハラスメントの無い、適切な活動を行うこと。

また、受託者は、令和 8 年 12 月 25 日施行予定の「学校設置者等及び民間教育保

育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」を踏まえた、指導者の雇用に際する性犯罪歴の有無等の確認を含む適切な雇用管理措置を行うこと。

事故やけがへの対応

救急法、応急措置、医療機関への連絡等、対処方法を明記した事故対応マニュアルを作成し、参加生徒に事故があったときは、適切な対応を行い、一連の対応後は、速やかに区に報告すること。

熱中症対策

活動の実施にあたっては、熱中症防止のための対策を実施し、対応策を事前に検討すること。

禁止行為

事業の運営にあたり、受託者並びに受託者に雇用等された者は、政治的活動および宗教活動を禁止する。

苦情処理

保護者等からの要望や苦情（以下「要望等」という。）に迅速かつ適切に対応することとし、都度区と情報を共有すること。また、対応が困難な要望等があった場合は、速やかに区へ連絡し、対応を協議すること。

7 支払方法

受託者は、毎月の活動終了後、当月分の活動に係る実施報告書を区へ提出する。区は、審査を行い、その内容が適正であると認めた場合、受託者の適正な請求を受けてから 30 日以内に支払いを行う。なお、委託料の支払は、3 か月ごとに行うものとする。

8 その他

個人情報の保護および管理

受託者は、個人情報保護および管理に関する規定を有するものとし、業務履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。期間満了後においても同様とする。なお、個人情報については、別紙 1「情報の保護および管理に関する特記事項」を遵守すること。

合理的配慮

受託者は、別紙 2「練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、練馬区と同等の合理的配慮の提供を行うものとする。

再委託の禁止

受託者は、第三者に対して本業務を包括的に委託し、または請け負わせることはできない。

その他

受託者は本業務の遂行にあたっては、区と密接に連絡を取るとともに、本仕様書および契約書に定めのない事項、履行上の疑義が生じたときは、区と受託者の協議により定めるものとする。

9 担当

練馬区教育委員会事務局教育振興部教育指導課管理係

電話 03-5984-5746